平成２２年（フ）第８２３号
熊本市城南町舞原308番１　ＹＯＵマンション101号室
破産者　川田ひかり
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８２６号
熊本市内坪井町10番10号　キャッスルマンション608号
破産者　本田　幸代
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８６１号
熊本市水前寺３丁目39番６―101号
破産者　黒田　俊行
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４９９号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂548番地の30、住民票上の住所沖縄県島尻郡久米島町字真謝179番地の６
破産者　前里　健二
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８４６号
札幌市手稲区前田８条８丁目12番６号
破産者　山本　和之
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８６号
札幌市豊平区平岸１条13丁目６番10―203号
破産者　丹羽　研吾
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９号
青森県つがる市木造豊田網代54番地
破産者　高橋　敦樹
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
青森県十和田市西二十一番町68番56号
破産者　樋口　金男
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１２４号
青森県十和田市東一番町５番55―10号
破産者　漆舘　宣仁
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第８９号
秋田県能代市二ツ井町飛根字新上野89番地
破産者　大高　レツ
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第３号
秋田県能代市松美町10番44号
破産者　石上　　誠
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１２３号
茨城県稲敷市柴崎6773番地
破産者　横田　　保
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
茨城県稲敷市柴崎6773番地
破産者　横田　仁子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
石川県小松市蛭川町ヌ39番地
破産者　**岡**山　　徹
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１７７８号
京都市南区久世大藪町518番地26
破産者　矢野重機こと　矢野　　誠
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
大阪府高槻市登町20番Ｂ27―108号
破産者　大和　正宏
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４３号
広島市西区古江上２丁目430番地の１　コンチェルトパーク古江703
破産者　小西　素子
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０号
長崎県長崎市香焼町118番地15、旧住所福岡県福岡市東区松田３丁目13番17号
破産者　森　　徹
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
長崎県雲仙市千々石町甲561番地２
破産者　田中　　俊
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
熊本市本荘２丁目12番５号
破産者　木原　正剛
１　決定年月日　平成23年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部